

郡山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市条例第19号

郡山市議会委員会条例の一部を改正する条例

郡山市議会委員会条例（平成14年郡山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 （1）総務財政常任委員会 11人 ア～オ （略） カ～シ （略） （2）建設水道常任委員会 9人 ア <u>建設構想部</u>の分掌に属する事項 イ・ウ （略） （3）環境経済常任委員会 9人 ア <u>文化スポーツ観光部</u>の分掌に属する事項 イ （略） ウ <u>農商工部</u>の分掌に属する事項 エ （略） （4）・（5） （略） （議長への通知） 第11条 委員長は、委員会を招集するときは、開会の日時、場所、付議事件	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 （1）総務財政常任委員会 11人 ア～オ （略） カ <u>文化スポーツ部の分掌に属する事項</u> キ～ス （略） （2）建設水道常任委員会 9人 ア <u>建設部</u>の分掌に属する事項 イ・ウ （略） （3）環境経済常任委員会 9人 ア （略） イ <u>農林部</u>の分掌に属する事項 ウ <u>産業観光部</u>の分掌に属する事項 エ （略） （4）・（5） （略） （議長への通知） 第11条 委員長は、委員会を招集するときは、<u>事前に</u>開会の日時、場所、付

等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(動議の撤回)

第25条 提出委員が動議の撤回をするときは、委員長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった動議の撤回については、委員会の許可を得なければならない。

(委員の議案修正)

第26条 委員が修正案を発議するときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(所管事務等の調査)

第32条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査するときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第33条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣するときは、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(発言時間の制限)

第44条 委員長は、必要があるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 (略)

(表決の問題の宣告)

第49条 委員長は、表決を採るときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手等による表決)

第50条 委員長は、表決を採るときは、問題を可とする委員を起立、挙手等をさせ、起立、挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(簡易表決)

第51条 (略)

2 前項の場合において、委員長は、異議がないときは、可決を宣告する。

議事件等を議長に通知しなければならない。

(動議の撤回)

第25条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の議案修正)

第26条 委員が修正案を発議するときは、事前にその案を委員長に提出しなければならない。

(所管事務等の調査)

第32条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査するときは、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第33条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣するときは、事前に派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出し、許可を得なければならない。

(発言時間の制限)

第44条 委員長は、必要があるときは、事前に発言時間を制限することができる。

2 (略)

(表決の問題の宣告)

第49条 委員長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手等による表決)

第50条 委員長は、表決をとるときは、問題を可とする委員を起立、挙手等をさせ、起立、挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(簡易表決)

第51条 (略)

2 前項の場合において、委員長は、異議がないと認めるときは、可決を宣

ただし、委員長は、その宣告に対して出席委員から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第52条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(意見を述べる者の申出)

第56条 公聴会に出席して意見を述べる者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第60条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第57条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第60条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(委員会の記録)

第62条 委員長は、職員に次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、委員に署名させなければならない。

(1)～(7) (略)

告する。ただし、委員長は、その宣告に対して出席委員から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第52条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(意見を述べる者の申出)

第56条 公聴会に出席して意見を述べる者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第57条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第60条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(委員会の記録)

第62条 委員長は、職員に、次の事項を記載した委員会の記録を作成させなければならない。

(1)～(7) (略)

2 前項の委員会の記録は、議長に提出する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名は、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

（委員会の記録の公開）

第63条 委員会の記録は、広く一般に公開する。

（委員会の記録の署名委員）

第64条 委員会の記録に署名する委員は、1人とし、委員長が委員会において指名する。

（携帯品）

第66条 委員会室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって委員長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

（資料等の配付の許可）

第69条 委員会室において、資料等を配付するときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。

3 前2項の委員会の記録は、議長に提出する。

（委員会の記録の公開）

第63条 委員会の記録は、広く一般に公開（委員会の記録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

（委員会の記録の署名委員）

第64条 委員会の記録に署名する委員（委員会の記録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、地方自治法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる委員）は、1人とし、委員長が委員会において指名する。

（携帯品）

第66条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

（資料等印刷物の配付の許可）

第69条 委員会室において、資料、文書等の印刷物を配付するときは、委員長の許可を得なければならない。電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行うときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の郡山市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項に規定する総務財政常任委員会又は環境経済常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例による改正後の郡山市議会委員会条例第2条第2項に規定する総務財政常任委員会又は環境経済常任委員会の委員、委員長又は副委員長の職として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。